

指定申請書に添付すべき書類一覧

1. 館則（目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの）の写し
2. 施設の体制に関する審査基準への適合性に係るもの
 - (1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針が確認できる書類並びに当該方針の公表方法を示す書類
 - (2) 資料の収集及び管理の方針を示す書類
 - (3) 所蔵する資料の目録
 - (4) 資料の展示、調査研究及び学習機会の提供等の事業計画又は実績を示す書類
 - (5) 職員に対する研修計画又は実績を示す書類
3. 施設の職員に関する審査基準への適合性に係るもの
 - (1) 館長及び学芸員に相当する職員の氏名、職務内容、経歴を記載した書類
 - (2) 館長及び学芸員に相当する職員以外の職員の名簿及び職務の分担を記載した書類
4. 施設及び設備に関する審査基準への適合性に係るもの
 - (1) 事業に用いる建物及び土地の図面
 - (2) 事業に用いる建物及び土地の保有形態を証する書類
 - (3) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類
 - (4) 施設の規模等に応じ、利用者の安全及び利便性の確保に配慮した施設及び設備を有していること若しくは対応がなされていることを示す書類
 - (5) 身体的又は言語的な理由等によって博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていることを示す書類
5. その他
その他教育長が必要と認める書類